○雫石町農産物認証等制度実施要綱

平成29年３月31日告示第53号

（目的）

第１条　この要綱は、町内で生産される農産物（以下「雫石産農産物」という。）に対して認証を与える制度並びに雫石産農産物を提供する小売店及び飲食店（以下「雫石産農産物提供店」という。）に対して認定を与える制度に関し必要な事項を定めることにより、雫石町内産の完熟堆肥等による土づくりを促進するとともに、雫石産農産物に対する消費者の安心及び信頼を確保し、地産地消を中心とした消費拡大を図り、もって地域資源として雫石産農産物を活用した地域の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　小売店　スーパーマーケット、百貨店、食料品店及び農産物直売所等

(２)　飲食店　食堂、レストラン、すし店、料亭等の飲食店及び旅館、ホテル等の宿泊施設

(３)　雫石町内産の完熟堆肥等　家畜排せつ物由来の畜産系バイオマスを利活用した肥料で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第22条第１項の規定による届出がなされた堆肥

イ　法第22条の２第１項の規定により告示された事項に関する基準に準じた主要な成分の含有量、原料その他品質に関する表示が可能な自家堆肥

ウ　法第４条第１項の規定により普通肥料登録を受けている液肥

エ　耕畜連携助成事業を行っている有家畜農家から提供されている堆肥

（認証等基準）

第３条　雫石産農産物に対する認証（以下「認証」という。）及び雫石産農産物提供店に対する認定（以下「認定」という。）の基準は、別表のとおりとする。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区分 | 基準 |
| 雫石産農産物に対する認証 | 米 | 要綱第２条第３号に規定する雫石町内産の完熟堆肥等（以下「町内産完熟堆肥等」という。）を使用していること。 |
| 土壌診断を実施し、健康な土づくりに努めていること。 |
| 種子更新を行っていること。 |
| 栽培履歴を記録していること。 |
| 玄米検査において「１等」であること。 |
| 低温貯蔵により保管されていること。 |
| 野菜（豆類を含む。以下同じ。） | 町内産完熟堆肥等を使用していること。 |
| 土壌診断を実施し、健康な土づくりに努めていること。（露地栽培は３年以内、ハウス栽培は１年以内の診断書を添付すること。） |
| 減化学肥料栽培（岩手県の慣行レベルのおおよそ３割以上減）に取り組んでいること。 |
| 栽培履歴を記録していること。 |
| 花卉 | 町内産完熟堆肥等を使用していること。 |
| 土壌診断を実施し、健康な土づくりに努めていること。 |
| 栽培履歴を記録していること。 |
| 菌茸 | 町内で植菌又は種菌（一次培養前）で購入し、栽培されていること。 |
| 培地は、おが屑など樹木由来の資材であること。 |
| 栄養剤は、米ぬかなど農産物由来の資材であること。 |
| 栽培履歴を記録していること。 |
| 雫石産農産物提供店に対する認定 | 取扱種別 | 米、豆類、麦類、その他雑穀、果菜類、葉菜類、根菜類、茎菜類、葉茎類、麟茎類、花菜類、きのこ、山菜、果物、雫石牛、しずくいし地鶏南部かしわ、町内産加工品 |
| 星印付与 | 取扱種別２種類ごとに星印を一つ付与する。ただし、最大付与数は五つまでとする。 |